

一般社団法人全国筋無力症友の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国筋無力症友の会と称し、英文では、英語表示 Japan Myasthenia Gravis Association と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、重症筋無力症の患者やその家族の励まし合いと体験交流を進め、治療法の確立と福祉の増進を目指し、難病問題の啓発と対策の前進を図り、医療と福祉の発展に寄与することを目的とする。

(支部)

第4条 前条に定める目的を推進するために、必要な地に支部を置くことができる。
2 支部の設置に関する決定は、理事会の承認を得て、社員総会の決議によって行う。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 重症筋無力症についての正しい知識を得るための医療講演会、相談会等の開催に関する事業
(2) 重症筋無力症の患者及び家族の親睦及び交流を深める事業
(3) 重症筋無力症の患者及び家族に対する療養相談に関する事業
(4) 重症筋無力症の患者及び家族の医療と福祉の向上を目指した要望活動
(5) 重症筋無力症の医療及び福祉に関する情報発信と広報及び啓発に関する事業
(6) 重症筋無力症に関する調査及び研究
(7) 内外の関連団体との連携及び交流
(8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した重症筋無力症の患者とその家族である会員
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業に賛助する個人又は団体

(会員の資格の取得)

第7条 会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 会費の減免については、別に規程で定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 失踪宣告を受けたこと。
 - (4) 除名
- 2 会員は、第8条第1項に定める会費の納入を2年以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しないときは、その期日の翌日から会員である資格を失い、当法人を退会したものとみなす。

(退会)

第10条 会員は、退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに除名を決議する社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 社員

(代議員)

第12条 当法人に代議員を置く。

- 2 代議員は、支部の正会員の数に応じて、支部ごとに一定の数を割り当てるものとし、次のとおりとする。

支部の正会員の数	代議員の数
30人以下	1人
31人以上60人まで	2人
61人以上100人まで	3人
101人以上200人まで	4人
201人以上	5人

- 3 前項の代議員は、各支部が正会員の中から割当数を選出する。
- 4 正会員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 5 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意

がなければ、免除することができない。

(社員の資格の取得)

第13条 前条第1項の代議員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

(社員資格の喪失)

第14条 社員が会員の資格を喪失したときは、社員の資格を喪失する。

第5章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、社員総会の都度、社員の中から選出する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 理事のうち若干名を副代表理事とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第91条第1項第1号の業務執行理事とする。ただし、副代表理事は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表権を有しない

ものとする。

- 4 理事のうち1名を事務局長とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副代表理事及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐して、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員構成)

第27条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 当法人の監事には、当法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。

- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限等)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職
- 2 代表理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者がこれに当た

る。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 当法人は、「非営利性が徹底された非営利型法人」として、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第11章 補則

(定款に定めがない事項)

第45条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによる。

(特別な利益供与の禁止)

第46条 当法人は、当法人に対し贈与又は遺贈をしようとする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの者の親族に対して、施設の利用、金銭の貸

付け、資産の譲渡その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を供与してはならない。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成30年3月31日までとする。